

第120期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月22日（木曜日）  
午前10時（開場午前9時）

場所

島根県松江市殿町158番地  
島根県民会館（大ホール）

目次

■ 第120期定時株主総会招集ご通知	1
■ インターネット等による議決権行使のご案内	4

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

（株主総会参考書類）

第1号議案 剰余金の処分の件	6
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件	7
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	13
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	18

■ 第120期事業報告	21
■ 計算書類	45
■ 連結計算書類	47
■ 監査報告書	49
■ 株主総会会場ご案内略図	

- 政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることとなりましたので、本定時株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
- 当日ご来場いただけない場合は、**事前に書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。**また、株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットにて同時配信するとともに、後日録画した動画を当行ウェブサイト（株主総会ページ）に掲載させていただきます。
- ご来場株主様へのお土産は**ありません。**

株主の皆様へ

島根県松江市魚町10番地  
**株式会社山陰合同銀行**  
取締役頭取 山 崎 徹

## 第120期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行**第120期定時株主総会**を開催いたしますので、下記の通りご通知申し上げます。

なお、当日出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使いただけますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月21日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

また、会場以外でも当日の株主総会の模様をご視聴いただけるよう、議場映像をインターネットで同時配信いたします。詳しくは、同封の別紙「インターネットによるライブ配信のご案内」をご確認ください。

敬具

### 記

1. 日 時 2023年6月22日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
  2. 場 所 島根県松江市殿町158番地 **島根県民会館（大ホール）**
  3. 株主総会の目的事項
    1. 報告事項 1. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
    2. 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項**
- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                  |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件         |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件      |

## 4. 議決権行使についてのご案内

### 当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 開催日時

2023年6月22日（木）  
午前10時

### 書面による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2023年6月21日（水）  
午後5時15分到着分まで

### インターネット等による 議決権行使



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2023年6月21日（水）  
午後5時15分まで

詳細は4頁から5頁をご覧ください。

### ● 重複行使の取扱い

書面およびインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

## 5. 電子提供措置についてのご案内

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.gogin.co.jp/ir/stocks/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当行ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=show>



こちらからご確認される場合は、東証ウェブサイトへアクセスいただき、当行名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

## 6. その他本招集ご通知に関する事項

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
- ②事業報告の「業務の適正を確保する体制」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ④連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

以上

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

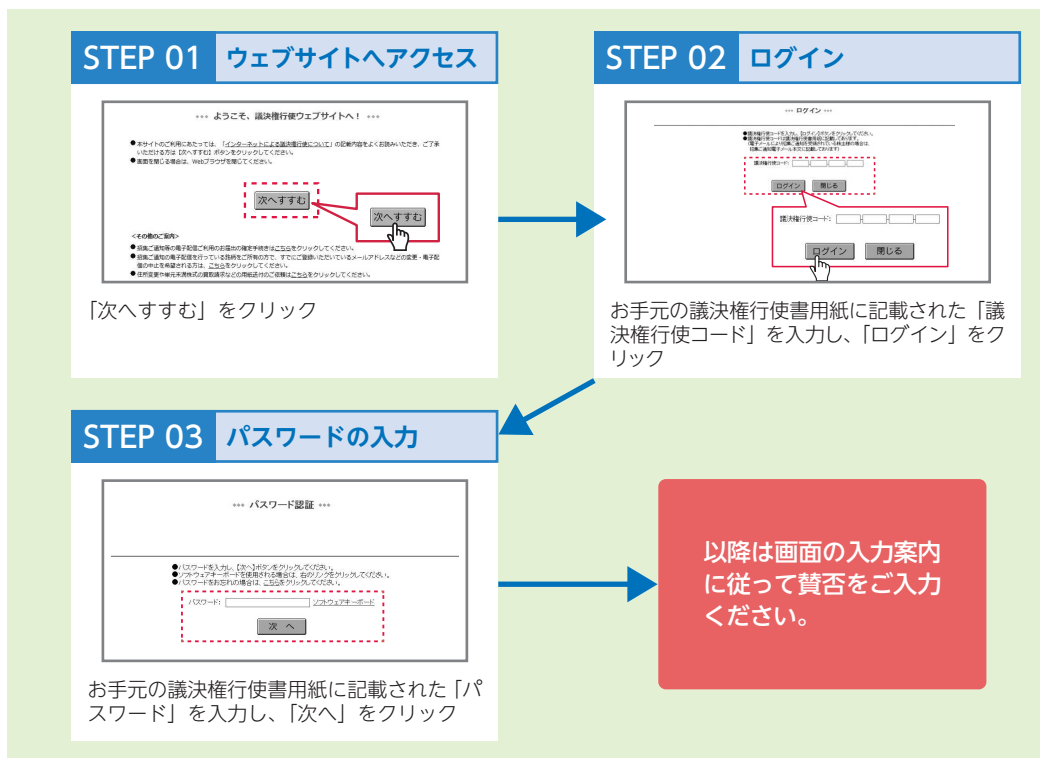
## インターネット等による議決権行使期限

2023年6月21日(水) 午後5時15分まで

## 議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

## 「議決権行使ウェブサイト」による方法



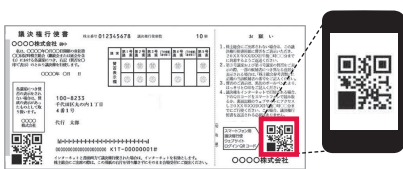
## ！ 注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
  - 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。
- また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

## 「スマート行使」による方法

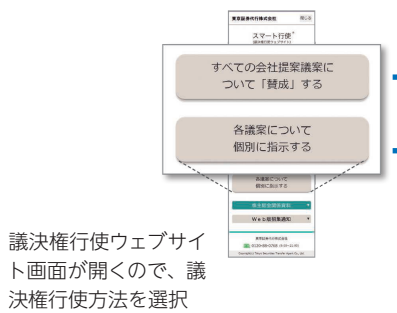
「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### STEP 01 QRコードを読み取る



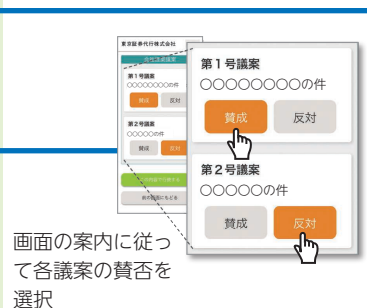
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

### STEP 02 議決権行使方法を選択



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選択

### STEP 03 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って  
行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの  
操作方法に関する  
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電話 **0120-707-743** (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

配当につきましては、安定配当を維持しつつ業績に応じた配当を行う「業績連動配当」を取り入れております。これに基づき、当期の期末配当は1株当たり17円00銭とし、中間配当を含めた年間配当は1株当たり34円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき17円00銭

総額 2,643,398,289円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月23日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（7名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会 出席状況
1	やま さき とおる 山 崎 徹 <b>再任</b>	取締役頭取	100% (12回/12回)
2	い だ しゅう いち 井 田 修 一 <b>再任</b>	取締役専務執行役員	100% (12回/12回)
3	あき した そう いち 秋 下 宗 一 <b>新任</b>	専務執行役員	—
4	よし かわ ひろし 吉 川 浩 <b>再任</b>	取締役専務執行役員	100% (10回/10回)
5	くら つ やす ゆき 倉 都 康 行 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)
6	ご とう やす ひろ 後 藤 康 浩 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (12回/12回)
7	もと い ち え 本 井 稚 恵 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	取締役	100% (10回/10回)

(注) 1. 吉川浩氏、本井稚恵氏の出席状況については、2022年6月22日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

2. 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。





生年月日

1958年8月20日生

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

37,000株

候補者  
番号

1

やま さき  
山 崎

とある  
徹

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2014年6月	常務執行役員
2006年6月	米子西支店長	2015年6月	取締役専務執行役員
2009年6月	営業企画部長	2018年6月	取締役副頭取執行役員
2012年6月	執行役員経営企画部長	2020年6月	取締役頭取（現任）

(現在の担当)  
人事

### 取締役候補者とした理由

営業企画部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2015年6月からは取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。2020年6月からは取締役頭取として、厳しい経済情勢において地域経済と経営環境を俯瞰した立場から迅速かつ合理的な判断力を発揮して当行の経営をリードし、業務執行を統括しております。引続き、取締役頭取として経営理念の実現に向けて組織を動かす求心力を発揮し、創造・改革を推し進めながら、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日

1965年3月28日生

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

11,900株

候補者  
番号

2

い だ しゅう いち  
井 田 修 一

とある  
徹

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2011年7月	米子東支店長
2007年4月	審査部審査役	2014年7月	広島支店長
2008年7月	人事部調査役	2016年6月	総合事務部長
2010年7月	人事部グループ長	2018年6月	執行役員経営企画部長
		2020年6月	取締役常務執行役員経営企画部長
		2022年6月	取締役専務執行役員（現任）

(現在の担当)  
経営企画、人事（副）、審査、事務企画

### 取締役候補者とした理由

広島支店長、総合事務部長、経営企画部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2020年6月からは取締役を務め、経営の重要事項を適切に判断し、当行の企業価値向上に貢献してきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。



生年月日

1964年6月28日生

取締役会出席状況

—

所有する当行の株式数

12,400株

### 取締役候補者とした理由

鳥取駅南支店長、CR統括部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2022年6月からは専務執行役員を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。今後は、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、新しい視点から当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、新たに取締役候補者としております。

## 候補者番号 3 あき した そう いち 秋 下 宗 一

新任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年4月	当行入行	2019年6月	執行役員CR統括部長
2009年7月	審査部グループ長	2020年6月	常務執行役員
2014年7月	鳥取駅南支店長	2022年6月	専務執行役員鳥取営業本部長（現任）
2017年6月	CR統括部長		



生年月日

1966年2月23日生

取締役会出席状況

100%  
(10回/10回)

所有する当行の株式数

7,800株

### 取締役候補者とした理由

岡山支店長、米子支店長、山陽営業本部長等の重要な役職を歴任するなど、豊富な業務知識と業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。2022年6月からは取締役を務め、当行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行し、その職務・職責を十分に果たしてきました。引続き、銀行経営に関する知見および豊富な経験を生かし、当行の健全性の維持、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、取締役候補者としております。

## 候補者番号 4 よし かわ ひろし 吉 川 浩

再任

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年6月	執行役員米子支店長
2008年4月	米子支店次長	2020年6月	執行役員山陽営業本部長
2009年7月	姫路支店長	2021年6月	常務執行役員山陽営業本部長
2012年10月	阪神北支店長	2022年6月	取締役常務執行役員
2015年6月	岡山支店長	2023年4月	取締役専務執行役員（現任）
2017年7月	米子支店長		

**(現在の担当)**  
営業統括、法人営業、地域振興、市場金融



生年月日  
1955年6月23日生

取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数  
4,000株

候補者  
番号

**5**

くら  
倉

つ  
都

やす  
康

ゆき  
行

再任

社外

独立

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月	株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行	2001年4月	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社代表取締役（現任）
1996年4月	バンカース・トラスト マネージング・ディレクター	2007年2月	産業ファンド投資法人執行役員
1997年6月	チェース・マンハッタン・バンク マネージング・ディレクター	2007年3月	セントラル短資FX株式会社社外監査役（現任）
1998年6月	チェース証券会社東京代表兼務	2015年4月	株式会社国際経済研究所シニア・フェロー（現任）
		2018年6月	当行取締役（現任）
		2022年11月	株式会社エスポリア社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。2018年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

#### 候補者との特別の利害関係について

倉都康行氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

#### その他の事項

倉都康行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年間であります。



生年月日

1958年9月18日生

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

所有する当行の株式数

2,000株

候補者  
番号

6

ごとう やす ひろ  
後藤 康 浩

再任

社外

独立

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社日本経済新聞社入社	2005年4月	一般社団法人全国石油協会非常勤理事（現任）
1988年9月	同社バーレーン支局駐在	2008年3月	株式会社日本経済新聞社東京本社編集局アジア部長
1990年1月	同社欧州総局（ロンドン）駐在	2010年4月	同社編集委員
1992年9月	同社東京本社産業部	2016年4月	亜細亜大学都市創造学部教授（現任）
1997年9月	同社中国総局（北京）駐在	2017年6月	フォスター電機株式会社社外監査役
2000年9月	同社東京本社産業部編集委員	2020年6月	フォスター電機株式会社社外取締役（現任）
2002年3月	同社論説委員兼日経CNBCキャスター	2021年6月	当行取締役（現任）
2004年12月	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）業務評価委員（現任）	2021年12月	株式会社安藤・間顧問（現任）

### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。2021年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、専門的・実践的な視点から当行の経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

### 候補者との特別の利害関係について

後藤康浩氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

### その他の事項

後藤康浩氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。



候補者番号 **7** もと い ち え  
**本 井 稚 恵**

再任 社外  
独立

生年月日  
1963年7月28日生  
取締役会出席状況  
100%  
(10回/10回)  
所有する当行の株式数  
0株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1987年4月	アーサー・アンダーセン (現 アクセンチュア株式会社) 入社	2011年4月	NPO法人GEWEL (ジュエル) 理事
1997年9月	同社シニアマネージャー	2011年4月	コンサルタント (企業における多様性推進、女性活躍支援) として独立 (現職)
2000年9月	同社エグゼクティブ・パートナー (公共サービス・医療健康本部所属)	2019年9月	横浜市長特別秘書
		2022年6月	当行取締役 (現任)

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍支援にも力を注いでおり、多様な人材育成に関する知見・経験も豊富であります。2022年6月に社外取締役に就任して以来、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言、提言を行うなど取締役の職務・職責を適切に果たしてきました。引続き、当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待できる人物と判断し、取締役候補者としております。

**候補者との特別の利害関係について**

本井稚恵氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

**その他の事項**

本井稚恵氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

- (注) 1. 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の取締役選任が承認可決された場合には、引続き各氏を独立役員とする予定であります。
2. 当行は、倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏との間に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年7月に更新を予定しております。
4. 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
5. 各候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（5名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役5名の選任を願いたいと存じます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況
1	伊藤 信二 <span>新任</span>	—	—	—
2	中村 真実子 <span>再任</span>	取締役 (監査等委員)	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)
3	今岡 正一 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 (監査等委員)	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)
4	足立 珠希 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 (監査等委員)	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)
5	瀬古 智昭 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span>	取締役 (監査等委員)	100% (12回/12回)	100% (16回/16回)

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

候補者  
番号

1

いとう しんじ  
伊藤 信二

新任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2015年6月	松江駅前支店長
2008年4月	営業企画部調査役	2017年7月	出雲支店長
2008年7月	大東支店長	2020年6月	執行役員石見営業本部長
2011年7月	経営企画部グループ長（秘書役）		

生年月日

1965年8月27日生

取締役会出席状況

—

監査等委員会出席状況

—

所有する当行の株式数

3,800株

## 取締役候補者とした理由

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、松江駅前支店長、出雲支店長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2020年6月からは執行役員石見営業本部長を務め、その職務を適切に果たしてきました。その豊富な経験や見識を生かすことにより、新しい視点から取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としております。

候補者  
番号

2

なかむら まみこ  
中村 真実子

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2016年2月	島根医大通支店長
2010年4月	くびき出張所長	2018年6月	お客様サービス部長
2013年4月	審査部審査役	2019年6月	人事部長
2013年7月	直江支店長	2021年6月	取締役監査等委員（現任）

生年月日

1967年4月21日生

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

監査等委員会出席状況

100%  
(16回/16回)

所有する当行の株式数

9,900株

## 取締役候補者とした理由

豊富な業務知識と業務経験から銀行業務全般に精通しており、島根医大通支店長、お客様サービス部長、人事部長等の重要な役職の職務・職責を十分に果たしてきました。2021年6月から監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引き続き、その豊富な経験や見識を生かすことにより、取締役の職務執行の監査・監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。



候補者番号 **3** **今岡正一**

再任 社外  
独立

生年月日  
1964年10月21日生

取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)

監査等委員会出席状況  
100%  
(16回/16回)

所有する当行の株式数  
17,000株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

1987年10月	サンワ・等松青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2004年9月	税理士登録 今岡正一税理士事務所所長 (現任)
1991年4月	公認会計士登録	2007年8月	大黒天物産株式会社監査役 (現任)
1999年12月	今岡公認会計士事務所所長 (現任)	2007年10月	ACアーネスト監査法人社員 (現任)
		2015年6月	当行監査役
		2019年6月	当行取締役監査等委員 (現任)

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

公認会計士および税理士としての財務および会計に関する専門的知識と実務経験を有し、2015年6月から監査役、2019年6月からは監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き、豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

**候補者との特別の利害関係について**

今岡正一氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

**その他の事項**

今岡正一氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって4年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は8年間となります。



候補者  
番号

4

あ だち たま き  
足 立 珠 希

再任

社外

独立

生年月日

1971年2月25日生

取締役会出席状況

100%  
(12回/12回)

監査等委員会出席状況

100%  
(16回/16回)

所有する当行の株式数

5,000株

**略歴、地位、担当および重要な兼職の状況**

2001年10月	弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 米子市にて開業	2016年4月	国立大学法人鳥取大学監事（現任）
2011年1月	足立珠希法律事務所代表（現任）	2016年6月	当行監査役
		2019年6月	当行取締役監査等委員（現任）

**社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要**

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、2016年6月から監査役、2019年6月からは監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引続き、豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

**候補者との特別の利害関係について**

足立珠希氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

**その他の事項**

足立珠希氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会最終の時をもって4年間となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は7年間となります。



候補者  
番号

5

せ こ とも あき  
瀬 古 智 昭

再任

社外

独立

生年月日  
1971年2月15日生

取締役会出席状況  
100%  
(12回/12回)

監査等委員会出席状況  
100%  
(16回/16回)

所有する当行の株式数  
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	2014年3月	日本セラミック株式会社社外監査役
2006年4月	弁護士登録（鳥取県弁護士会入会） 鳥取市にて開業 鳥取ひまわり基金法律事務所（現 鳥取あおぞら法律事務所）入所（現任）	2016年3月	日本セラミック株式会社監査等委員である社外取締役（現任）
		2020年6月	鳥取空港ビル株式会社社外監査役（現任）
2007年1月	公認会計士登録	2021年6月	当行取締役監査等委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士および公認会計士としての高い見識および法令・財務・会計に関する専門的知識を有し、2021年6月から監査等委員である取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。引き続き、豊富な経験や見識を生かすことにより、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確、適切な意見・助言を行うことができる人物と判断し、監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

候補者との特別の利害関係について

瀬古智昭氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

その他の事項

瀬古智昭氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏の当行社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって2年間となります。

- (注) 1. 今岡正一氏、足立珠希氏、瀬古智昭氏の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。各氏の取締役選任が承認可決された場合には、引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
2. 当行は、今岡正一氏、足立珠希氏、瀬古智昭氏との間に会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年7月に更新を予定しております。
4. 各候補者の略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

## 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任を願いたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、当行の取締役会の決議および監査等委員会の同意によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

候補者の選定にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会にて決定しております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

まる やま はじめ  
丸 山 創

社外 独立

生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		
1976年9月6日生	2004年10月 検察官任官	2013年1月 島根丸山法律事務所代表	(現任)
所有する当行の株式数 0株	2008年10月 弁護士登録(島根県弁護士 会入会) 松江市にて開業	2017年4月 公立大学法人島根県立大学 監事	

### 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士としての高い見識および法令に関する専門的知識を有し、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督することを期待し、補欠の監査等委員である取締役候補者としております。また、直接会社経営に関与した経験はありませんが、同様の理由から社外取締役として適切に職務を遂行できる人物と判断しております。

### 候補者との特別の利害関係について

丸山創氏と当行の間には、特別の利害関係はありません。

### その他の事項

丸山創氏は、補欠の監査等委員である取締役(社外取締役)候補者であります。

- (注) 1. 丸山創氏は、当行が定める「社外役員の独立性に関する基準」により、一般株主との利益相反の生じるおそれなく十分な独立性を有していると判断し、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所規則に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
2. 当行は、丸山創氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行と非業務執行取締役である同氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。
3. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法律違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。丸山創氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2023年7月に更新を予定しております。
4. 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

(ご参考)

■選任後の取締役会の構成（予定）

第2号議案、第3号議案が原案の通り承認可決された場合、取締役会は次の通りとなる予定であります。

取締役に占める独立社外取締役の比率は50.0%（6名）となります。また、取締役に占める女性取締役の比率は25.0%（3名）となります。

(1) 社内取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	専門性						
		経営戦略	ESG・SDGs	リスクマネジメント	人事マネジメント	営業・マーケティング	市場運用	DX・IT
やま さき とおる 徹 (男性)	取締役頭取	●	●	●	●	●		●
い だ しゅう いち 修 一 (男性)	取締役専務執行役員	●	●		●			
あき した そう いち 宗 一 (男性)	専務執行役員	●		●		●	●	
よし かわ ひろし 浩 (男性)	取締役専務執行役員	●				●	●	
い とう しん じ 藤 信 二 (男性)	—					●		
なか むら まみ こ 村 真実子 (女性)	取締役 (監査等委員)			●	●			

(2) 社外取締役のスキル・マトリックス

氏名	現在の当行における地位	専門性						
		経営戦略	ESG・SDGs	グローバルビジネス	DX・IT	金融	財務・会計	法務
くら つ やす ゆき 倉 都 康 行 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●		●		●		
ご とう やす ひろ 後 藤 康 浩 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●	●				
もと い ち え 本 井 稚 恵 (女性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役	●	●		●			
いま おか しょう いち 今 岡 正 一 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (監査等委員)					●	●	
あ だち たま き 足 立 珠 希 (女性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (監査等委員)		●					●
せ せ り とも あき 瀬 古 智 昭 (男性) <span style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 2px;">独立</span>	取締役 (監査等委員)						●	●

(注) 現在の当行における地位は、株主総会参考書類作成時点のものを記載しております。

(ご参考)

## 『社外役員の独立性に関する基準』

当行における社外取締役または監査等委員である社外取締役（以下、併せて「社外役員」という。）であって、以下に掲げる項目いずれにも該当しない場合は、当行に対する独立性を有した社外役員と判断する。

1. 当行または当行の関係会社（※1）の業務執行者である者（※2）およびその就任の前10年以内において業務執行者であった者
2. 当行を主要な取引先（※3）とする者またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
3. 当行の主要な取引先またはその業務執行者、または最近3年間ににおいて業務執行者であった者
4. 当行から役員報酬以外に、直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士その他のコンサルタント
5. 監査法人、法律事務所、コンサルティングファームその他の専門的法人、組合等の団体が、当行を主要な取引先とする場合または当行の主要な取引先である場合における、当該団体に属する者、または最近3年間ににおいて当該団体に属していた者
6. 当行から直前事業年度を含む3年間の平均で1,000万円を超える寄付を受けている者またはその業務執行者
7. 当行の法定監査を行う監査法人に属する者、または最近3事業年度において当該監査法人に属していた者
8. 当行の業務執行者が現在または過去3年以内に他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
9. 下記に掲げる者の配偶者または二親等内の親族
  - (1) 当行または当行の関係会社の重要な業務執行者（※4）
  - (2) 上記2. から8. に掲げる者ただし、2. 3. 6. 8. においては、重要な業務執行者に限る。4. および5. においては、公認会計士や弁護士等の専門的な資格を有する者に限る。7. においては、所属する組織における重要な業務執行者および公認会計士等の専門的な資格を有する者に限る。

※1 関係会社とは、子会社および関連会社を指す。

※2 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員、会社法上の社員、理事、その他これらに類する役職者および使用人として業務を執行する者をいう。

※3 主要な取引先とは、その取引実態に照らし相手方の事業等の意思決定に対して上記※1に定義する関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある者をいう。

※4 重要な業務執行者とは、上記※2に定義する業務執行者のうち、業務執行取締役、執行役その他法人等の業務を執行する役員または部門責任者として重要な業務を執行する者をいう。

以上

# 第120期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果等

#### <主要な事業内容>

当行グループは当行及び子会社8社（期末日時点9社）で構成され、山陰地区をはじめとする本店・支店・出張所等において銀行業及びその他銀行業に付随する業務を営み、ネットワークは広島・岡山・兵庫・大阪・東京へと広域に展開する広域地方銀行グループです。

#### <経営環境>

当行を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が徐々に緩和され、国内外の人の往来や地域行事などが多くの地域で復活するなど、消費は持ち直しつつあります。一方でウクライナ情勢等による地政学リスクの高まりや資源価格の高騰による物価高の影響など、先行きは依然として不透明な状況が続いています。金融面では、日銀の金融緩和政策が継続され国内では超低金利環境が継続している中、2021年末からの米欧を中心とする金利上昇や、円安の進行、2022年度末には海外の金融機関の相次ぐ破綻など、海外発の不確実性が増しており、銀行経営においては厳しい環境が続いています。

加えて近年では、急速なデジタル化の進展やキャッシュレスニーズの高まりを受け、フィンテック事業者やキャッシュレス事業者など異業種との競合や、サイバー攻撃への対応、人口減少、少子高齢化、気候変動対応など銀行を取り巻く環境は様々な課題が山積しております。

#### <経営戦略>

当行は、経営理念「地域の夢、お客様の夢をかなえる 創造的なベストバンク」のもと、地域のリーディングバンクとして、「地域のお役に立つ」ことを基本方針として掲げております。

2021年度からスタートした中期経営計画では、「地域の産業・事業を徹底的に支える」をスローガンに、「地域・お客様の課題解決への貢献」、「DXの推進」、「経営基盤の強化」の3つの重点施策を通じてビジネスモデルの変革に取り組んでおります。

#### 【地域・お客様の課題解決への貢献】

中期経営計画で「全員コンサルプロジェクト」を掲げ、当行グループ一体と

なって「課題解決力」を高め、個々の企業や一人ひとりのお客様の課題解決に多角的に取り組みます。個人の豊かな生活の形成への貢献を通じて、地域活性化・地方創生の実現を目指してまいります。

中期経営計画の2年目となる2022年度においては、全員コンサルプロジェクトをより一層進めるため、法人分野において、本部行員の専門性を活かしたコンサルティングに加え、営業店においても、ハイクラス人材候補となる行員が担当するお取引先を選定し、その企業の実態把握、事業計画の策定を有償で行う伴走型コンサルティング活動を開始しております。育成したハイクラス人材を山陰の地域中核店舗に配置し、店舗の枠を超えた活動を行うことで更に取組を強化してまいります。また、ハイクラス人材を伝道師としてコンサル人材の裾野を広げ、今後は伴走型コンサルティング活動領域を広げていくことを目指しております。

個人コンサルティング分野においては、野村證券株式会社との間で締結した業務提携（Nアライアンス）が開始から約2年半が経過し、同社との人的交流や業務の融合が順調に進んでおります。野村證券株式会社の持つノウハウ、商品、システムを活用し、当行行員のコンサルティング能力が飛躍的に向上し、銀行単独では実現できないコンサルティング能力を備えることが出来ました。

こうした取組により営業店で実際にお客様と接する行員がコンサルティング能力を身につけ、お客様の最も身近な相談相手となれるよう努めてまいります。

### 【DXの推進】

デジタル技術を活用し経営の全ての領域でビジネスモデルの変革を加速するための組織体制を構築し、全行を挙げてDXに取り組んでおります。

主に「営業管理/推進基盤の構築」「スマホアプリ」「デジタルマーケティング」「本部DX」「アーキテクチャ構築」「ITマネジメント」「データ利活用」「デジタル人材育成」の8つの施策に取り組んでおり、2022年度においては5つの施策が既に運用を開始、残る3施策も開発段階は終了し本格運用に向けて順調に進行しております。

全行を挙げた取り組みとして、「DXビジネスアイデアコンテスト」を実施し、多くの行職員からビジネスアイデアを募り、その一部がビジネス化に向けて進行中です。また、当行の将来を担う若手行員を中心にDXについて議論をする場として「DXジュニアボード」を立ち上げ、中長期的に目指すべき姿や戦略、新たな事業領域など活発な議論を行い、経営陣に対して提言を行っております。当行はDXによりデジタル分野で地銀トップクラスを目指し取り組んでいます。

### 【経営基盤の強化】

持続的な成長をしていくために、当行の経営基盤である人材の強化が重要と考え、地域・お客様の「課題解決」のための行職員の個々の能力向上、個々人が活躍できる人事戦略に重点的に取り組んでおります。

また、当行では、前中期経営計画から継続してきた店舗の統廃合などの構造改革により捻出した人員をリスキリングし、戦略分野への人員増強に力を注いでおります。現中期経営計画期間中においても、主に戦略分野である法人分野に100名程度投入しております。

また、2022年度において人材戦略を策定しました。「経営戦略と連動した機動的な人材ポートフォリオの実現」「能力を最大限発揮できるウェルビーイングな職場環境の実現」「企業風土の定着」を大きな3つの柱として、柔軟で働きやすく個々人が活躍できる環境を整え、長期ビジョン、経営理念の実現に向け一丸となって取り組んでおります。

### <サステナビリティへの取り組み>

2019年に「サステナビリティ宣言」を表明して以降、環境方針・人権方針といった各種方針の策定や、行内体制を順次整備しております。

2021年4月にはTCFD提言への賛同を表明し、同年5月には頭取を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ経営態勢及びガバナンス強化に取り組んでまいりました。

2022年度においては、当地における再生可能エネルギー供給量の増加とエネルギーの地産地消の推進に貢献するため、再生可能エネルギー発電事業を行う子会社「ごうぎんエナジー株式会社」を地方銀行で初めて設立しました。これにより地域の課題であった再生可能エネルギーの域外流出を食い止め、エネルギーが域内で還流する仕組みを構築し、再エネ先進地域を目指して地域の皆様と共に歩んでまいります。

### <当行業績>

このような取り組みの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金含む）は、法人部門で減少した一方で、個人・金融機関・公金各部門において増加したことにより、期中6,219億円（年増率12.3%）増加の5兆6,588億円となりました。

貸出金は、法人向け貸出が山陰地区をはじめ、山陽、関西及び東京の全エリアで増加したほか、山陰地区に加え、山陽、関西エリアでも住宅ローンなどの個人向け貸出が増加したことなどから、期中4,099億円（年増率10.4%）増加



し、期末残高は4兆3,434億円となり、預金等・貸出金ともに好調に推移し地銀トップレベルの伸び率となりました。

有価証券は、国内外の金利上昇を受け、日本国債や外国証券等の売却を実施したことにより、期中3,691億円減少し、期末残高は1兆5,597億円となりました。

損益状況について、資金利益は、有価証券の売却に伴い有価証券利息配当金が減少しましたが、貸出残高の増加により貸出金利息が増加したことなどから前期比で増加しました。役務取引等利益は、融資・事業支援部門で増加したことなどから前期比で増加しました。これら増加要因の一方で、外国証券等の売却による債券関係損益の減少などにより、その他業務利益が前期比で大きく減少しました。

この結果、経常利益は前期比6億円増加の210億円となりました。このほか、固定資産の減損損失などを特別損失に計上した結果、山陰合同銀行単体の当期純利益は前期比2億円増加の145億円となりました。また、当行グループの連結経常利益は前期比9億円増加の217億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比9億円増加の154億円となり、過去最高益となりました。

また、株主還元方針につきましては、株主還元の充実を図るため、配当性向35%を目安に利益還元を行う方針から、配当と機動的な自己株式取得により、総還元性向40%を目安に利益還元を行う方針に変更しております。

#### <対処すべき課題>

新型コロナウイルス感染症の5類への移行が決定し、更に経済活動や人々の交流の活発化が見込まれます。一方で、デジタル化や働き方改革はコロナ禍を脱しても人々の生活や社会活動に定着しており、加えてSDGsや脱炭素化、気候変動対策などのサステナビリティへの取り組みや、急速なデジタル化に伴うサイバーセキュリティへの脅威、人的資本経営、ウェルビーイングな組織づくりなどが企業活動における重要なテーマとして位置付けられ、社会構造が大きく急速に変わろうとしています。また、資本市場からガバナンスの高度化、資本効率や株価への意識改革など企業価値向上に向けた取り組みや投資家との実効性のある対話などが求められ、今まで以上に資本市場を意識した企業経営も求められるようになりました。

このような環境の中、当行は「No. 1の課題解決力で持続的に成長する広域地方銀行」を長期ビジョンに掲げ、中期経営計画で掲げる各種施策を実行してまいります。中期経営計画の最終年度となる2023年度は集大成として、各施策の計画達成に向け行職員一丸となって取り組みます。

時代の先を見据え、地域の持続可能性を高めるために、当行自身が常に変化

を通じて進化する組織であり続けることが必要だと考えます。現中期経営計画で掲げる3つの柱である「課題解決力」、「DXによるビジネスの変革」、「変革を担う人材の育成」に全力で取り組み、次のステージとなる2024年度から始まる新中期経営計画のビジネスの土台を作り上げ、地域・お客様とともに持続的な成長を続けてまいります。

また、市場からの要請に対してもお応えが出来るよう、ガバナンスの高度化、企業価値向上、投資家との対話にも努めてまいります。

お客様、株主の皆様、地域の方々のご期待にお応え出来るよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
<b>預 金</b>	<b>3,927,848</b>	<b>4,452,312</b>	<b>4,885,533</b>	<b>5,519,938</b>
定期性預金	1,554,524	1,537,949	1,609,882	2,188,548
その他	2,373,324	2,914,362	3,275,650	3,331,390
<b>譲渡性預金</b>	<b>309,400</b>	<b>285,982</b>	<b>151,444</b>	<b>138,957</b>
<b>貸 出 金</b>	<b>3,353,056</b>	<b>3,583,995</b>	<b>3,933,541</b>	<b>4,343,479</b>
個人向け	828,841	873,242	971,278	1,125,697
中小企業向け	1,504,277	1,645,534	1,820,702	2,012,598
その他	1,019,937	1,065,217	1,141,559	1,205,183
<b>商品有価証券</b>	<b>89</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>
<b>有 価 証 券</b>	<b>1,656,038</b>	<b>1,809,181</b>	<b>1,928,882</b>	<b>1,559,753</b>
国 債	565,823	510,961	514,110	259,611
地 方 債	217,284	245,002	266,147	265,863
その他	872,930	1,053,217	1,148,624	1,034,278
<b>総 資 産</b>	<b>5,672,201</b>	<b>6,356,422</b>	<b>6,752,805</b>	<b>6,850,754</b>
<b>内 国 為 替 取 扱 高</b>	<b>29,488,071</b>	<b>21,640,459</b>	<b>22,930,666</b>	<b>24,649,701</b>
<b>外 国 為 替 取 扱 高</b>	<b>3,624</b>	<b>3,543</b>	<b>4,359</b>	<b>4,143</b>
	百万ドル	百万ドル	百万ドル	百万ドル
<b>経 常 利 益</b>	<b>15,906</b>	<b>13,891</b>	<b>20,346</b>	<b>21,017</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>10,478</b>	<b>8,325</b>	<b>14,222</b>	<b>14,517</b>
<b>1 株 当 たり 当 期 純 利 益</b>	<b>67円15銭</b>	<b>53円45銭</b>	<b>91円20銭</b>	<b>93円20銭</b>

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,850人
平 均 年 齢	42年0月
平 均 勤 続 年 数	18年9月
平 均 給 与 月 額	390千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数

	当 年 度 末	営 業 拠 点 数
島 根 県	73店 <small>うち出張所 ( 45)</small>	45店 <small>うち出張所 ( 20)</small>
鳥 取 県	54 ( 36)	39 ( 24)
東 京 都	1 ( 0)	1 ( 0)
大 阪 府	3 ( 0)	3 ( 0)
兵 庫 県	10 ( 0)	10 ( 0)
岡 山 県	5 ( 0)	5 ( 0)
広 島 県	5 ( 0)	5 ( 0)
合 計	151 ( 81)	108 ( 44)

- (注) 1. 当年度末営業所数のほか、店舗内店舗方式対象店舗42か店及びダイレクト支店1か店を含まない拠点数を記載しております。

上記のほか、駐在員事務所等を次のとおり設置しております。

また、店舗外現金自動設備(当行主幹事分)には、コンビニATMを含めております。

駐 在 員 事 務 所 当年度末 4か所  
 店舗外現金自動設備 // 303か所

2. 当年度中に、以下の店舗ネットワークの見直しを実施しました。

内 容	対 象 店 舗 名
店 舗 内 店 舗 化	松江駅前支店、直江支店、米子東支店、松崎支店、広瀬出張所、社日出張所、浜田東出張所、長浜出張所
出 張 所 化	羽合支店、三隅支店

3. 当年度中に、店舗外現金自動設備を島根県で7か所新設・6か所廃止し、鳥取県で4か所新設・3か所廃止しました。

□. 当年度新設営業所

営業所名	所在地
大阪中央営業部 大阪南営業部	大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 大阪センタービル2階

ハ. 銀行代理業者の一覧  
該当事項はありません。

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

**(5) 設備投資の状況**

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	3,042
---------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
オンラインシステム関連	1,692

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
松江不動産株式会社	島根県松江市 白潟本町23番地	不動産の賃貸業務	百万円 150	% 100.00	
株式会社 ごうぎんキャリアデザイン	島根県松江市 白潟本町71番地	文書／証票等作 成、庶務部門請負 業務、計算業務	10	100.00	
山陰債権回収株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	債権回収業務	500	95.00	
ごうぎんリース 株式会社	島根県松江市 白潟本町63番地	リース業	30	100.00	
ごうぎん保証株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	信用保証業務	30	100.00	
株式会社 ごうぎんクレジット	島根県松江市 白潟本町23番地	クレジットカード 業務、信用保証業 務	70	100.00	
ごうぎんキャピタル 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	ベンチャーキャピ タル	150	5.00	
ごうぎんエナジー 株式会社	島根県松江市 白潟本町71番地	発電／小売電気事 業、コンサルティ ング事業	100	100.00	
扶桑興業株式会社	鳥取県鳥取市 扇町32番地	不動産の賃貸業務	24	100.00	

- (注) 1. 株式会社山陰オフィスサービスは、2022年4月1日を効力発生日として、合銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併いたしました。
2. 2022年7月1日付で、ごうぎんエナジー株式会社を設立いたしました。
3. 扶桑興業株式会社は、2023年1月31日に当行が完全子会社化いたしました。
4. 株式会社山陰オフィスサービスは、2023年2月20日付で株式会社ごうぎんキャリアデザインに商号変更いたしました。
5. 連結対象子会社は上記の重要な子会社等9社であります。
6. 松江不動産株式会社は、2023年4月1日を効力発生日として、扶桑興業株式会社を吸収合併いたしました。

### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社四国銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィクロス・パートナーシップ」を締結しております。
5. 野村證券株式会社と金融商品仲介業務における包括的業務提携に関する契約を締結しております。

### (7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

### (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役）に関する事項

### (1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	その他
石 丸 文 男	取締役会長 (代表取締役)		
山 崎 徹	取締役頭取 (代表取締役) <担当> 人事		
井 田 修 一	取締役 専務執行役員 <担当> 経営企画・人事 (副)・審査・事務 企画		
吉 川 浩	取締役 常務執行役員 <担当> 営業統括・法人営 業・地域振興・市 場金融		
倉 都 康 行	取締役 (社外)	リサーチアンドプライシングテクノロジー 株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー 株式会社エスポリア 社外取締役	
後 藤 康 浩	取締役 (社外)	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務評価委員	
本 井 稚 恵	取締役 (社外)		(注)1



氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮内 浩二	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)2
中村 真実子	取締役 (監査等委員・常勤)		(注)2
今岡 正一	取締役(社外) (監査等委員)	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役	(注)3
足立 珠希	取締役(社外) (監査等委員)	足立珠希法律事務所 弁護士	(注)4
瀬古 智昭	取締役(社外) (監査等委員)	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役(監査等委員) 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役	(注)5

- (注) 1. 取締役 本井稚恵氏の戸籍上の氏名は、久保田稚恵であります。
2. 当行は、常勤の監査等委員を2名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議への出席や内部監査部門等との連携、各種情報収集や報告の受領等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 監査等委員 今岡正一氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員 足立珠希氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員 瀬古智昭氏は、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有するとともに、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
秋下 宗一	専務執行役員	鳥取営業本部長
景山 英俊	常務執行役員	Nアライアンス戦略本部長、業務サポート、アセットコンサルティング、本部業務集中
生田 博久	常務執行役員	DX推進本部長、リスク統括、IT統括
赤木 利光	執行役員	法人営業部長
金谷 智文	執行役員	山陽営業本部長
伊藤 信二	執行役員	石見営業本部長
吉川 栄司	執行役員	関西営業本部長、神戸支店長
安田 譲	執行役員	IT統括部長
成相 昇	執行役員	岡山支店長
田中 良和	執行役員	経営企画部長
吉岡 佐和子	執行役員	米子営業本部長
石橋 潤	執行役員	鳥取営業部長、鳥取法人本部 鳥取法人部長

(注) 赤木利光氏、伊藤信二氏は、2023年3月31日付で、執行役員を退任いたしました。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の決定方針に関する事項

#### ① 報酬等の決定方針の決定の方法

当行は、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営陣の業績向上や中長期的な企業価値増大に向けたインセンティブとなる役員報酬制度を客観性・透明性の高いプロセスで構築し、経営戦略と合致した役員報酬制度の策定・維持・モニタリングを行っております。指名・報酬委員会では、役員報酬制度の基本方針、役位別の報酬水準、報酬に占める業績連動報酬・株式報酬の割合等を審議し、必要に応じて取締役会へ答申を行っております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については取締役会が定める「取締役報酬規程」に基づき支給します。したがって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において取締役会にあります。

当事業年度における取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会が指名・報酬委員会の答申内容に基づいて、規程の変更の要否を判断することとしております。

#### ② 当該方針の内容の概要

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬からなり、役位に応じてそれぞれ支給しております。

#### ③ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容は、取締役会が定めた「取締役報酬規程」に基づき明確に算出されていることから、取締役会はその内容が方針に沿うものと判断しております。

### ロ. 監査等委員である取締役の報酬等の決定方針に関する事項

#### ① 報酬等の決定方針の決定の方法

監査等委員である取締役の報酬額総額については指名・報酬委員会が評価を行い、その結果について取締役会及び監査等委員会へ答申を行っております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が定める「監査等委員報酬規程」に基づき支給します。したがって、監査等委員である取締役の報酬についての決定権限は、株主総会で決議された枠の範囲内において監査等委員会にあります。

② 当該方針の内容の概要

当行の監査等委員である取締役の報酬は、客観性を重視する視点から、確定金額報酬のみとしており、常勤・非常勤の区分に応じて支給しております。

八. 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く)	9名	258	116	97	44
監査等委員である取締役	5名	77	77	—	—
計	14名	336	194	97	44

(注) 1. 株主総会で定められた確定金額報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）250百万円（うち社外取締役30百万円）、監査等委員である取締役85百万円であります。確定金額報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役は5名であります。

2. 当行では、業績向上への意欲を高めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に応じた業績連動報酬枠を下記のとおり設定しております。当行が、多様化・複雑化するお客様のニーズに適切に対応するためには、一層のグループ連携強化により、グループ会社の業績にも責任を持つことが重要であると認識しており、当該指標を業績連動報酬決定のための指標として採用しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬の算定の基準となる親会社株主に帰属する当期純利益の実績額は15,463百万円となりました。

また、下記の業績連動報酬枠については、2021年6月22日開催の第118期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役3名）であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬枠（年額）

親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	業績連動報酬枠（うち社外取締役分）
180億円超	119百万円（17百万円以内）
170億円超～180億円以下	112百万円（16百万円以内）
160億円超～170億円以下	105百万円（15百万円以内）
150億円超～160億円以下	98百万円（14百万円以内）
140億円超～150億円以下	91百万円（13百万円以内）
130億円超～140億円以下	84百万円（12百万円以内）
120億円超～130億円以下	77百万円（11百万円以内）
110億円超～120億円以下	70百万円（10百万円以内）
100億円超～110億円以下	63百万円（9百万円以内）
90億円超～100億円以下	56百万円（8百万円以内）
80億円超～90億円以下	49百万円（7百万円以内）
70億円超～80億円以下	42百万円（6百万円以内）
60億円超～70億円以下	35百万円（5百万円以内）
50億円超～60億円以下	28百万円（4百万円以内）
50億円以下	—

各取締役（監査等委員である取締役を除く）への配分については、上記の各業績連動報酬枠内の金額を、「取締役報酬規程」に基づき、下記の役位別係数を基準として比例配分する方法によっております。

役 位	業績連動報酬役位別係数
取 締 役 会 長	60
取 締 役 頭 取	60
取締役副頭取執行役員	50
取締役専務執行役員	40
取締役常務執行役員	35
取 締 役	30
社 外 取 締 役	12

3. 報酬等に含まれる非金銭報酬等は、株式報酬であります。

当行では、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行の株式価値との連動性を明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することによる、中長期的な業績の向上及び企業価値の増大、ガバナンス意識の向上を目的に、株式報酬制度を導入しております。本制度のもと当行は、対象となる取締役等に対し当行が定めた役員株式給付規程に基づき、事業年度毎にポイントを付与し、取締役等の退任時に累計ポイントに応じた当行株式及び当行株式を退任日時時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。株式報酬の限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）分として年額100百万円（うち社外取締役分10百万円）としております。

株式報酬については、2019年6月25日開催の第116期定時株主総会において決議しており、決議時点における取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名（うち社外取締役3名）であります。

株式報酬は「取締役報酬規程」に基づき、社内取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては行内で定めた役位の区分に応じ定められた枠内の金額を、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対しては定められた枠内の金額を、それぞれ配分しております。

### (3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
倉 都 康 行	会社法第423条第1項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担するものとする。
後 藤 康 浩	
本 井 稚 恵	
今 岡 正 一	
足 立 珠 希	
瀬 古 智 昭	

### (4) 補償契約

該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
取 締 役 執 行 役 員 重要な使用人	会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D & O保険）契約を締結しており、保険料については全額当行が負担する。 当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等が補償される。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながらおこなった行為に対する損害等は補償対象外とする。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
倉 都 康 行	リサーチアンドプライシングテクノロジー株式会社 代表取締役 セントラル短資FX株式会社 社外監査役 株式会社国際経済研究所 シニア・フェロー 株式会社エスポリア 社外取締役
後 藤 康 浩	亜細亜大学都市創造学部 教授 一般社団法人全国石油協会 非常勤理事 フォスター電機株式会社 社外取締役 株式会社安藤・間 顧問 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) 業務評価委員
本 井 稚 恵	—
今 岡 正 一	今岡公認会計士事務所 公認会計士・税理士 大黒天物産株式会社 社外監査役
足 立 珠 希	足立珠希法律事務所 弁護士
瀬 古 智 昭	鳥取あおぞら法律事務所 弁護士・公認会計士 日本セラミック株式会社 社外取締役 (監査等委員) 鳥取空港ビル株式会社 社外監査役

(注) 倉都康行氏、後藤康浩氏、本井稚恵氏、今岡正一氏、足立珠希氏及び瀬古智昭氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
倉 都 康 行	4年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 の全てに出席し ております。	<p>国際金融分野における専門的な知見と国内外での金融業務における豊富な経験を有し、地元出身者として当行の地域特性も熟知しております。専門的・実践的な視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
後 藤 康 浩	1年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 の全てに出席し ております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、新聞社において海外総局駐在員、論説委員、編集局アジア部長、編集委員等を歴任し、また現任の大学教授として産業構造分析、アジア経済、日本企業の海外進出等の分野で専門的な知見を有しております。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>

氏 名	在 任 期 間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
本 井 稚 恵	9ヵ月	2022年6月22日 就任以降開催の 取締役会10回の 全てに出席して おります。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、コンサルティング会社においてシニアマネージャー、エグゼクティブ・パートナーとして、多数のプロジェクトの責任者を務め、豊富な実務経験、専門的知見を有しております。また、女性の活躍を支援する活動にも力を注いでおり、多様性ある人材育成に関する知見・経験も豊富です。当行の健全性の維持、企業価値の向上のため、新しい視点からの当行経営全般に対する助言・提言、ならびに客観的・中立的な立場での取締役会における意思決定機能、監督機能および牽制機能を期待し、取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の専門的な知見等を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>
今 岡 正 一	7年 9ヵ月	当事業年度開催 の取締役会12回 の全てに、また、 監査等委員会16 回の全てに出席 しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する専門的知識と実務経験を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの的確な助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、役員人事の決定プロセスの適正性の保持や役員報酬体系の決定・検証プロセスにおける重要な役割を果たしております。</p>



氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
足立 珠 希	6年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士としての高い見識及び法令に関する専門的知識を有しており、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p>
瀬古 智 昭	1年 9ヵ月	当事業年度開催の取締役会12回の全てに、また、監査等委員会16回の全てに出席しております。	<p>当行の地域特性を熟知する外部人材で、弁護士及び公認会計士としての高い見識及び法令・財務・会計に関する専門的知識を有しております。その豊富な知識と実務経験を生かすことにより、新しい視点から取締役の職務執行を監査・監督し、的確・適切な意見・助言を行うことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役に選任しております。</p> <p>同氏は、上記の豊富な経験や見識を生かし、当行の経営に対し、様々な角度からの確かな助言・提言を行い、取締役会における意思決定機能、監督機能及び牽制機能ならびに監査等委員会における取締役の職務執行の監査・監督において重要な役割を果たしております。</p>

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額		
			基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動報酬	非金銭報酬等
報酬等の合計	7名	57	39	12	4

(注) 銀行の親会社等からの報酬等はありません。

### (4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

#### 4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 495,021千株  
発行済株式の総数 156,977千株

(2) 当年度末株主数 21,865名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	16,738 <sup>千株</sup>	10.76 <sup>%</sup>
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,045	5.17
日本生命保険相互会社	4,076	2.62
山陰合同銀行従業員持株会	3,500	2.25
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,111	2.00
明治安田生命保険相互会社	3,050	1.96
住友生命保険相互会社	3,006	1.93
第一生命保険株式会社	2,261	1.45
J P MORGAN CHASE BANK 385781	2,017	1.29
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,905	1.22

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. 持株比率は、自己株式（1,483,455株）を控除して算出しております。なお、控除する自己株式数には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式1,019,200株を含んでおりません。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	1名	35,100株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	1名	10,500株
監査等委員である取締役	—	—

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 伊加井真弓 指定有限責任社員 小松崎謙	52	①報酬等に監査等委員会が同意した理由 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績を分析し、会計監査人の職務遂行状況を評価したうえ、2022年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認・検討した結果、当該事業年度に係る報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項に基づく同意を行っております。 ②会計監査人が対価を得て行う非監査業務の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・TCFDガイダンス準拠性に係る助言</li> <li>・気候変動シナリオの解釈に係る助言</li> <li>・顧客の事業影響に係る波及経路やストレス等の見積方法に係る情報提供及び助言</li> </ul>

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人に、当行及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、63百万円でありませぬ。

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会計監査人がその職務上の義務に違反し、若しくはその職務を怠り、又は会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき支障があると監査等委員会が判断した場合には、監査等委員会は会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合や監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が必要であると判断される場合などには、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会に提出する議案の内容を

決定いたします。

- . 当行の重要な子会社のうち、山陰債権回収株式会社は当行の会計監査人以外の会計監査人である、山川博司公認会計士事務所山川博司氏の監査を受けております。

**6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針**

該当事項はありません。

**7. 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

**8. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

**9. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**10. その他**

該当事項はありません。

# 第120期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

	金額		金額
<b>科 目</b>		<b>科 目</b>	
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	820,335	預金	5,519,938
現預金	48,487	当座預金	197,906
預け	771,847	普通預金	3,043,698
一口	3,271	貯蓄預金	45,751
入金	11,674	通知預金	8,794
金	4,988	定期預金	2,180,630
有価証券	1,559,753	定期積	8
債券	259,611	その他の預金	43,149
債権	265,863	譲渡性預金	138,957
信託	155,903	コールマネー	98,812
証券	41,714	債券借取	106,426
式	836,660	借入金	572,000
金	4,343,479	借入金	572,000
形	8,635	外国為替	7
付	79,007	渡外為替	2
付	3,840,508	未払外為替	4
越	415,327	未払の他	90,894
替	4,768	未払法人税	2,107
け	4,768	未払費用	3,259
用	53,857	前払受取	2,382
産	501	給付補填	0
品	5,506	金融派生	9,763
金	5,391	商品等受入	1,220
産	3,830	リース	28
産	38,627	資産除去	432
物	31,364	その他の負債	71,699
地	9,939	賞与引当	910
産	18,121	退職給付引当	8,838
定	3,303	株式給付引当	414
資	3,683	睡眠預金	252
産	3,429	その他の偶発損失引当	804
ア	254	再評価に係る繰延税金負債	2,050
産	5,956	支払承	13,318
用	34,779	<b>負債の部合計</b>	<b>6,553,626</b>
産	13,318	(純資産の部)	
返	△40,383	資本	20,705
金	△94	剰余金	15,516
		準備金	15,516
		利益剰余金	302,048
		利益準備金	17,584
		その他の利益剰余金	284,463
		固定資産圧縮積立	148
		別段積立	241,829
		繰越利益剰余金	42,486
		自己資本	△1,847
		(株主資本合計)	336,423
		その他の有価証券評価差額金	△38,709
		繰延ヘッジ損益	△3,020
		土地再評価差額金	2,331
		(評価・換算差額等合計)	△39,398
		新株予約権	103
		<b>純資産の部合計</b>	<b>297,128</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>6,850,754</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>6,850,754</b>

# 第120期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金 額		金 額
経 資	常金	66,745	96,343	
	貸有コ預そ	42,891		
	貸有コ預そ	19,954		
	役受そ	26		
	役受そ	1,416		
	役受そ	2,456		
	役受そ	14,515		
	役受そ	2,319		
	役受そ	12,195		
	役受そ	8,821		
	役受そ	95		
	役受そ	8,708		
	役受そ	17		
	役受そ	6,260		
	役受そ	0		
	経 資	常金		5,050
常金		1,210		
常金		4,938		
常金		850		
常金		7		
常金		2,637		
常金		1,132		
常金		0		
常金		306		
常金		4		
常金		4,548		
常金		277		
経 資	常金	4,270	21,017	
	常金	24,684		
	常金	21,303		
	常金	653		
	常金	2,727		
	常金	38,112		
	常金	3,042		
	常金	1,808		
	常金	587		
	常金	320		
	常金	11		
	常金	314		
経 特	常金	99	99	
	常金	116		
	常金	209		
税 法	引前当期純利	20,791	14,517	
	法人税	5,037		
	法人税	1,236		
	法人税	6,273		
	法人税	14,517		

## 第120期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	820,839	預 金	5,508,349
コールローン及び買入手形	3,271	譲 渡 性 預 金	138,957
買 入 金 銭 債 権	13,159	コールマネー及び売渡手形	98,812
金 銭 の 信 託	4,988	債券貸借取引受入担保金	106,426
有 価 証 券	1,562,511	借 用 金	586,637
貸 出 金	4,322,918	外 国 為 替	7
外 国 為 替	4,768	そ の 他 負 債	97,394
リース債権及びリース投資資産	28,179	賞 与 引 当 金	957
そ の 他 資 産	66,333	退職給付に係る負債	9,147
有 形 固 定 資 産	34,701	株 式 給 付 引 当 金	414
建 物	11,263	役員退職慰労引当金	58
土 地	20,028	睡眠預金払戻損失引当金	252
その他の有形固定資産	3,409	その他の偶発損失引当金	804
無 形 固 定 資 産	3,854	繰 延 税 金 負 債	674
ソ フ ト ウ エ ア	3,593	再評価に係る繰延税金負債	2,050
その他の無形固定資産	261	支 払 承 諾	13,334
退職給付に係る資産	4,150	負 債 の 部 合 計	6,564,281
繰 延 税 金 資 産	35,521	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	13,334	資 本 金	20,705
貸 倒 引 当 金	△40,886	資 本 剰 余 金	22,058
投 資 損 失 引 当 金	△156	利 益 剰 余 金	310,618
		自 己 株 式	△1,847
		(株 主 資 本 合 計)	351,535
		その他の有価証券評価差額金	△36,842
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△3,020
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,331
		退職給付に係る調整累計額	△1,354
		(その他の包括利益累計額合計)	△38,886
		新 株 予 約 権	103
		非 支 配 株 主 持 分	455
		純 資 産 の 部 合 計	313,208
資 産 の 部 合 計	6,877,489	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,877,489



# 第120期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		112,683
資金運用収益	66,644	
貸出金利息	42,826	
有価証券利息配当金	19,918	
コールローン利息及び買入手形利息	26	
預け金利息	1,416	
その他の受入利息	2,456	
役員取引等収益	15,073	
その他の業務収益	24,641	
その他の経常収益	6,323	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,323	
経常費用		90,961
資金調達費用	4,978	
預金利息	850	
譲渡性預金利息	7	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,637	
債券貸借取引支払利息	1,132	
借入金利息	41	
その他の支払利息	309	
役員取引等費用	4,372	
その他の業務費用	38,855	
営業経常費用	39,576	
その他の経常費用	3,177	
貸倒引当金繰入額	1,856	
その他の経常費用	1,321	
経常利益		21,722
特別利益		893
固定資産処分益	138	
負のれん発生益	746	
段階取得に係る差益	8	
特別損失		727
固定資産処分損失	121	
減損損失	606	
税金等調整前当期純利益		21,888
法人税、住民税及び事業税		5,342
法人税等調整額		1,108
法人税等合計		6,450
当期純利益		15,437
非支配株主に帰属する当期純損失		△25
親会社株主に帰属する当期純利益		15,463

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 山陰合同銀行  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない

計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等の基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 山陰合同銀行  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊加井 真 弓  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陰合同銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陰合同銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判

断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

株式会社 山陰合同銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 宮内 浩二 ㊟

常勤監査等委員 中村 真実子 ㊟

監査等委員 今岡 正一 ㊟

監査等委員 足立 珠希 ㊟

監査等委員 瀬古 智昭 ㊟

(注) 監査等委員 今岡正一、足立珠希及び瀬古智昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## (ご参考) トピックス

### 2022年度のサステナビリティの実現に向けた主な取り組み

#### サステナビリティレポート2022発刊

2021年11月、国内の地方銀行で初のサステナビリティレポートを作成しました。前年に続き、最新の取り組みを盛り込んだ2022年版を作成しました。(2022年9月発刊) 詳細な情報は、当行のウェブサイトでご覧いただけます。



<https://www.gogin.co.jp/ir/library/report/>

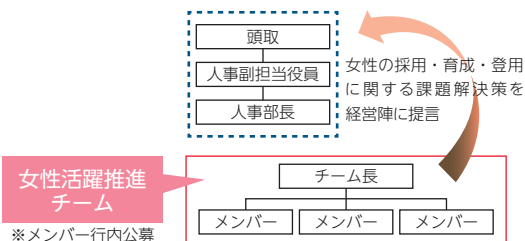


#### 人的資本に関する取り組み



#### 「女性活躍推進チーム」の立ち上げ

当行は、女性活躍の先進企業を目指し「女性活躍推進チーム」を立ち上げました。(2022年11月立ち上げ) 多様な人材の一層の活躍に向け、女性の採用・育成・登用に関する優先的アクションを協議し、経営陣への提言などを行います。



#### 「女性のエンパワーメント原則 (WEPPs)」への署名

当行は、山陰両県内の企業・団体で初めて「女性のエンパワーメント原則 (Women's Empowerment Principles) (※)」の趣旨に賛同し署名しました。(2023年3月賛同表明)

(※) 2010年3月に国連グローバル・コンパクトと国連婦人開発基金(現:UN Women)が共同で作成した、女性の活躍推進に積極的に取り組むための行動原則。

当行では「2023年度末の女性管理職比率を25%以上にする」という数値目標を掲げ、女性活躍推進のための具体的な施策に取り組んでいます。

In support of

### WOMEN'S EMPOWERMENT PRINCIPLES

Established by UN Women and the UN Global Compact Office

#### ファイナンシャル・ウェルネスに関する取り組み

2022年11月、政府は新しい資本主義実現会議にて資産所得倍増プランを決定し、7本柱の1つに「雇用者に対する資産形成の強化」を掲げました。

当行では、従業員の経済的な安定を支援することを目的に「行職員向け金融経済勉強会」を実施しています。(2023年3月、「新NISA制度」をテーマとした勉強会を開催)

今後も、従業員のエンゲージメント向上を図る一環として、同様の取り組みを継続していきます。

## 環境分野に関する取り組み



### 森林×脱炭素チャレンジ2022「優秀賞（林野庁長官賞）」の受賞

当行の取り組む森林保全活動が評価され、林野庁が新設した「森林×脱炭素チャレンジ2022」において優秀賞（林野庁長官賞）を受賞しました。2006年から継続してきた長年の取り組みが評価されたものです。（2022年5月受賞）



TM

### 「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」への参加

経団連自然保護協議会および経団連が策定した「経団連生物多様性宣言」に賛同し、「経団連生物多様性宣言イニシアチブ」に参加しました。生物多様性の重要性を認識した企業経営を推進する目的で宣言されたもので、当行も一企業としてこの宣言に賛同し、かけがえのない生態系を守り、豊かな自然とその恵みを将来世代に引き継いでいくことに努めます。（2022年6月賛同表明）



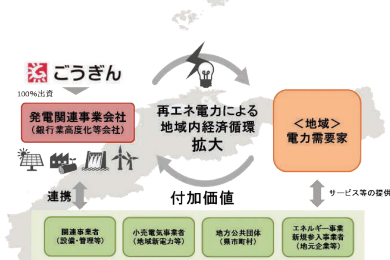
### ごうぎんエネルギー株式会社

金融機関として全国初となる再生可能エネルギーの発電および電力供給を行う事業会社を設立しました。

（2022年7月設立）

地域脱炭素・カーボンニュートラルの実現に向けた他業銀行業高度化等会社による再生可能エネルギー発電事業への参入の取り組みが評価され、一般社団法人環境金融研究機構より、「第8回サステナブルファイナンス大賞 地域金融賞」を受賞しました。（2022年12月受賞）

目指す姿 地域脱炭素・カーボンニュートラルの実現  
～地産再エネによる地域内経済循環拡大と地域課題の解決～



### 環境に配慮した店舗づくり

脱炭素社会実現に向けた取り組みとして、以下の店舗を新築しました。

- ・安来支店（2022年10月新築移転）  
一次エネルギー消費量を正味ゼロとした「ZEB（Net Zero Energy Building）」としております。高断熱構造や省エネ設備により消費エネルギー量を減らし、使用するエネルギーは太陽光発電により賄っております。
- ・浜田支店（2023年3月新築建替）  
一次エネルギー消費量正味ゼロを見据えた「ZEB Ready」としております。



写真上「安来支店」、下「浜田支店」

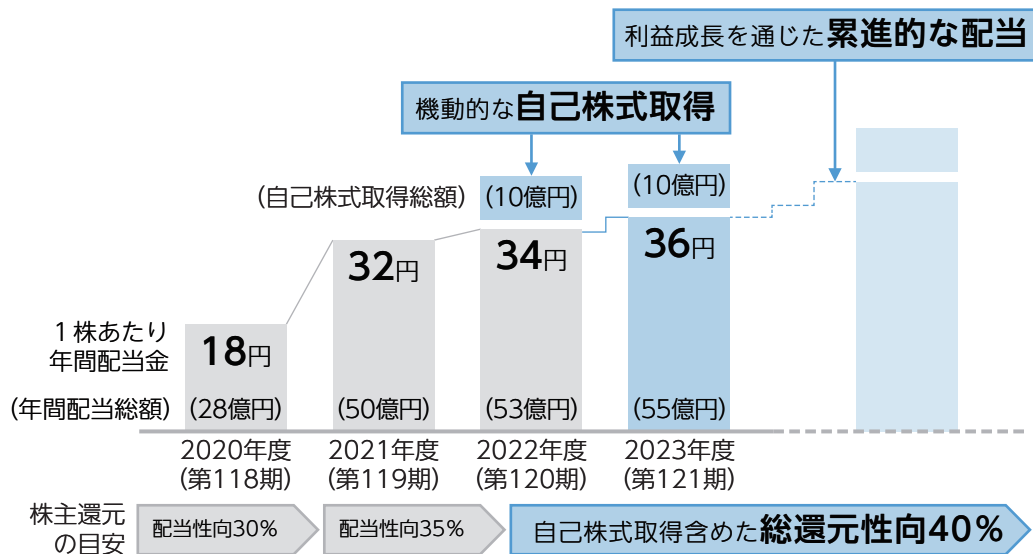
## 株主還元の充実（2023年度より累進配当を導入）

当行では、利益成長を通じて株主の皆様により一層の利益還元を行っていただくため、株主還元の充実に向けた取組みを進めております。

- 2022年11月、株主還元の目安を従来の配当性向35%から、自己株式取得を含めた総還元性向40%へ引上げ、総額10億円の自己株式取得を決定。
  - 2023年5月、業績連動配当基準を廃止し、累進配当※を導入。総額10億円の自己株式取得を決定。
- （※累進配当：原則として減配をせず、配当の維持もしくは増配を行う配当政策。）

## 株主還元方針

地域金融機関としての役割と使命を遂行するため、内部留保の充実を図りつつ、株主の皆様への積極かつ安定的な利益還元を実施していくことを基本方針とし、利益成長を通じた累進的な配当と機動的な自己株式取得により、総還元性向40%を目安に利益還元を行う。



- (注)・2022年度の年間配当金は期末配当金が第120期定時株主総会で承認された場合の金額。  
 ・2023年度の年間配当金は配当予想の金額。自己株式取得総額は、2023年5月12日付取締役会で決定した取得価額の総額（上限）。

# 株主総会会場ご案内略図

会場

## 島根県民会館（大ホール）

島根県松江市殿町158番地 電話 (0852) 22-5506



### 交通のご案内

- J R 松江駅より 最寄バス停「県民会館前」バス停下車
- 一畑電車松江しんじ湖温泉駅より 徒歩 約15分  
最寄バス停「県民会館前」バス停下車

ご来場株主様へのお土産はありません。



地球環境を考え、  
植物油インキを  
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。